

OMIC Food Safety Newsletter No. 479 May 17, 2019

日本の食品安全情報をタイムリーに日本語とタイ語で解説するニュースレターです。

★ 今週のトピックス（日本の厚生労働省からの情報）

1. モニタリング検査の追加（違反による引上げまたは命令検査解除による引下げ：検査頻度 30%）
(2019年4月下旬)

通知	対象食品(含加工食品)	検査項目	区分	備考、参照 URL
4/26	ベトナム産アマメシバ (PUK WHAN)	ヘキサコナゾール	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000505551.pdf (基準値 0.01 mg/kg-ppm)
4/26	ベトナム産にんじん	ヘキサコナゾール	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000505551.pdf (基準値 0.01 mg/kg-ppm)
4/26	メキシコ産アボカド	ビフェントリン	強化	https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000505551.pdf (基準値 0.01 mg/kg-ppm)

2. タイ産品の輸入違反事例 (2019年4月下旬)

日付	品名	違反内容	基準	検査の種類
4/22	果実酒	指定外添加物(アゾルビン検出)	不使用	自主検査

★ RASFF マンスリーレポート

EUにおけるタイ産食品の違反情報 (2019年4月下旬～5月上旬)

日付	届出国	届出理由	通知タイプ
4/26	スペイン	冷凍すり身の温度管理不備	border rejection
5/2	スイス	春玉ねぎ(Scallion)からの未承認物質カルボフランの検出 (0.011 mg/kg - ppm)	information for attention

★ 遺伝子組換え表示制度の厳格化

4月25日に遺伝子組換え表示の基準を厳格化する内閣府令が公布されました。現在は遺伝子組換え作物の混入が5%以下であれば「遺伝子組換えでない」と表示することができますが、2023年4月1日以降は遺伝子組換え作物が「不検出」の場合に限り表示できることとなります。これまで5%以下の混入であれば「遺伝子組換えでない」との表示が認められてきた背景には、トウモロコシや大豆などの穀物を運ぶコンテナ・輸送機器は、掃除しても過去に運んだ遺伝子組換え作物がわずかに残ることがあるなど、生産・流通段階での完全な分別管理が難しいことがありました。しかしながら、「遺伝子組換え作物が全く含まれていないとの消費者の誤解を招く」という消費者団体からの改善を求める声により、この度の規制改正となりました。

規制改正後は、不検出ではないが混入率5%以下の食品に対して適切に分別生産流通管理を行っている旨の表示をする際は、下記のような任意の表示が認められることとなります。

(一括表示事項欄外に表示する場合の例)

「大豆は、遺伝子組換えのものとは分けて管理したものを使用しています。」

「原材料に使用しているトウモロコシは、遺伝子組換えの混入を防ぐため分別生産流通管理を行っています。」等

(一括表示事項欄に表示する場合の例)

「とうもろこし(分別生産流通管理済み)」

「大豆(遺伝子組換えの混入を防ぐため分別)」等

なお、遺伝子組換え作物を検出する方法については現在国の研究機関で検討が行われています。18年度はトウモロコシ、19年度は大豆の検査方法が検討・検証される予定とのことで、具体的な検査方法が明らかになるのは20年度以降になる見込みです。

消費者庁 HP: https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/genetically_modified/

※次号のOMIC Food Safety Newsletter No. 480の発行は、5月31日とさせていただきます。